

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成29年1月18日（水）10:20～10:37
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

#### <関係省庁>

巽 慎一 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

楠目 聖 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画官

川島 均 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐

加藤 正嗣 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 「保育支援員」（仮称）資格の創設と、定員基準への組み込み
- 3 閉会

---

○事務局 厚生労働省は同じ部局ですので、そのまま引き続きで御説明をお願いできればと思います。

議題は変わりましたが、「保育支援員（仮称）」なのですけれども、この「資格の創設と定員基準への組み込み」でございまして、大阪府からの提案を受けて、皆様でヒアリングを一度させていただいたものです。地域の実情に応じた待機児童対策ということで、日本再興戦略2016にも掲載されておりました、特に大阪府の提案では、定員基準の部分の読み方についての要望が出ておりました、この部分は中々難しいと厚生労働省からは前回のヒアリングでもお答えいただいておりますけれども、この部分でその後、進捗等がございましたかどうか等について御説明をいただければと考えております。

八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 それでは、よろしく申し上げます。

○異課長 四つの事項について回答したらよろしいですか。

○事務局 大阪府からの提案はさまざまあったと思いますけれども、特に人員配置基準の部分を中心にとということです。

○異課長 全般的に言えばいいですか。はっきり言いまして、大阪府の話は、我々が一番厳しいところです。というのは、人員配置基準は御存じのとおり、これまで保育の認可基準におきまして、始めは全て最低基準がありまして、その中で、大体今面積基準とか、あるいは配置基準以外は参酌基準みたいな形になっているところです。

特に人員の配置基準については、最後の最後まで最低基準のまま残っているところがございます。そういったことから、保育の質の確保から配置基準の見直し、3月の緊急対策を行ったときもかなり反響がございまして、特に保育の死亡事故の話がございましたので、そういった問題で、要は、待機児童対策のために保育の質は落とすとしてもいいのかということと言われるわけでございます。

大阪府の提案につきましては、保育士の業務の切分けを主張しているところがございますが、当該業務は保育の知識と技術を持つ保育士が行うものだと。単純に切り分けるものではないということが我々の考えでございます。

したがって、基準上配置が求められている数の保育士は最低限確保される必要がある。その上で、業務負担の増大についても保育補助者等を含めてチーム保育を今やっているところでございます。

この間も説明しましたけれども、保育補助者の雇い上げ支援とかいう形で補助のメニューも作ったりしてやっているところでございますが、保育士の配置基準上の必要最低限の基準は守らなければならないということが我々の考えでございます。

とりあえず以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

本間先生、何かありますか。

○本間委員 いえ。

○八田座長 大阪府の趣旨は、保育の質を上げることにあると思います。今は保育士が専門的知識を必要としない仕事に随分時間を割かれているが、保育士にはあくまで専門的知識の必要なところはだけやっていただく。それ以外のところを保育補助者が補完してあげれば、むしろ保育士は専門的知識を必要とする業務に集中してより多くの時間を割けるではないか。そういう議論だと思います。

したがって、これは色々な意見があるだろうけれども、特区でまずは実験してみたらどうだろうということが本旨であろうと思うのです。非常に難しいことはよく分かりますし、短期にすぐということは難しいのかもしれませんが。

○異課長 この間、鈴木先生から宿題になっていたところだけ補足しますと、小学校教諭と養成学校の養成課程の専門課程における保育に関する必要な単位数を比較したものです。

鈴木先生は、小学校教諭との比較も言われたのですが、すべからく保育士から小学校教諭、幼稚園教諭で、幼稚園教諭は短大卒、1級、2級という制度がありまして、それを一応並べてみました。比較するとそういうことで、幼稚園教諭が、先ほど言いました養成課程の専門課程における保育に関する要素が、資格取得に必要な62単位のうち39単位ということで、一番少なくございました。

大阪府が、養成の保育支援員で、一番下に書かせていただきました、まずは保育士とか小学校教諭とか幼稚園教諭等につきまして、この他試験等とか試験を行うとか、あるいはこれは大学の授業でも同じだと思いますけれども、倍近い予習とか復習の時間の確保をちゃんと置きなさいということになっております。つまり、座学を受けて、それから同じぐらいの予習、復習時間の間を空けなさいということになっているところがございます。

一方、大阪府の主張は、OJT研修と言って3カ月ぐらいやるということで、検定になっているのですけれども、検定につきましても、今言ったように、試験はちゃんと受けなさいということは他の資格でも座学のときに試験は当然やっているわけです。OJTは、おそらく就労して、この間もその辺、第三者ではなくて事業者が実施するということを言って、第三者が評価すべきだということは思っているわけですし、他の座学講習と単純に比較できるかどうかは、我々は疑問に思っています。

だから、そういう座学のこととある程度一定の養成課程を担保しないと、同等の課程を担保しないと、中々ここは難しいということがございます。一応この括弧書きにも書いてありますけれども、大学において認められたインターンシップについては、座学の換算に当たっては大体2単位以下で換算している。それが大体6割になっておりますので、言わば、例えがいいかどうか分からないのですが、例えば、法学修士でも、憲法とか民法とか刑法とか行政法とか色々取っている座学と、いきなり弁護士事務所で働くと、それを3カ月やっているから取れるかというのは、次元が違うのではないかと我々は思っているところです。

そういう意味では、見なすに当たっては、OJT研修をもう少し中身を詰めていただくのが大事なのではないかとということがございます。

○八田座長 分かりました。

結局、大阪府の養成は、繰り返しになるけれども、決して保育士の代替を養成しているものではない。要するに、保育士のヘルプを養成しているのだ。そういうことだと思うのです。

今日御指摘になったのは、とは言っても、OJTに関する第三者評価のようなものは必要だから、何が成果だと考えるのかというような明確化が必要であると。そういうことだと思うのですが、これはある意味では、ジョブディスクリプションの話にもなりますよね。元来の保育士がやることではない、保育士の専門的知識が必要ではないけれども、実際はやらざるを得なくてやっているようなことが、どういうジョブディスクリプションとしてあって、そこに関してだけの限定的な仕事はどういうことができるかを明確化しろと。その

ようなことだと思えます。

○異課長 この間の議論の中では、要は、幼稚園教諭とかを配置基準上保育士と見なすという規定がありますので、そういうことで大阪府の人は保育支援員を見なしてくれという話ですので、その比較としてこれを出させていただいたということでございます。

○八田座長 それは難しいですよという御主張ですね。

○異課長 我々としては、ここがちゃんと担保できるような同等の養成課程が担保できるならば、それは見なすことができるけれども、実際はここにも書いてありましたが、保育支援員が例えば、大卒とかも何も要件としてはないわけです。実際は小学校教諭とかは、少なくとも大学卒とか、あるいは幼稚園教諭だったら短大卒以上ですので、そこはそのような同等の、先ほど言った保育の養成課程を受けてもらわないとダメだと。養成課程を見なすときも、今保育士と幼稚園教諭の免許の相互乗入れをやっているのですけれども、その中でも養成課程検討会と言って、本当に同等なのかどうかはかなり吟味されますので、そこは御理解いただきたいと思っています。

○八田座長 これは今後、また検討を続けていただきたいと思えますし、大阪府には言いますが、見なし方が丸っきり違う趣旨のものだと思うのです。幼稚園の人たちは、本当に保育士の代替ができるということなのに対して、大阪府のものは非常に限定した職務に対してということ。そのジョブディスクリプションを明確にして、特区で新しいそういう制度を作っていただきたいということだろうと思えます。

○異課長 そういう意味で、中身をもう少し詰めていただかないと、同じように見なすにしても、先ほど言ったような検討会とかにかけないと同等と見なせませんので。

○八田座長 分かりました。

これは同等とは見なさないので。補助員として見なすのです。

○異課長 ぎりぎり言えば、我々のスタンスは、先ほども言いましたように、保育士の必要最低限の配置を前提にした上で保育補助者を置いているというのが我々の主張で、そこを大阪府の主張は、八田先生が先ほど御説明したように、保育補助者が本来は保育士がやっているところを担うのだと。一部付随的な業務と言っていますけれども、それを担うのだというところで、そこが我々は相容れないものでございます。

○本間委員 保育の質の低下を検証しなくてはいけないと思えますし、どの程度下がるのか。つまり、今が最低の基準であって、それを下回るものは一切認めないという話なのか、その質の話が必要なのでは。

○異課長 我々もエビデンスはかなり、実際上の話を言うと、今例えば、ゼロ歳児だったら3対1基準とかがあるわけなのです。そういう配置基準以上に保育士を加配しているのが実態です。というのが、そこは政府の子ども・子育て本部の決定で、もう社会保障の樹立で逆に加配すべきだということが言われています。

ただ、だからと言って、保育補助者を我々は否定しているわけではないのです。そこはチーム保育としてちゃんとやれと。実際にそういうことで予算のメニューも作っているわ

けです。

ただ、保育はあくまでも、先ほどから言うように、単なる預かりではなくて教育的要素も入っているので、そこは保育士でないと保育の質が下がりますということでございます。

○八田座長 そうなのですが、とにかくこれはこれからも継続してですが、大阪府の気持ちを言えば、要するに、エンパワーするのです。1人の保育士の質を1.5倍ぐらいまで上げてしまおうと。それは補助をやることによってやろうと。例えば、私が統計のソフトを使って色々な論文を書くときに、全部私がやったら、本当に何分の1かの力になるから、大学院生のアシスタントを使うと随分たくさん書ける。肝心のアイデアのところは別に彼らにやってもらうわけではないけれども、計算してもらおう。そういった種類の分業によって、私自身がエンパワーされる。

そういった種類の趣旨を大阪府は考えていらっしゃるみたいで、せっかく専門知識を持った保育士が随分無駄な時間を使わざるを得ない仕組みになっているから、元来の専門的知識以外のところで時間を使っている。そこを何とか支援したいということだと思います。

○加藤課長補佐 そのとおりです。ですので、プラスアルファで保育補助者を今入れようとみんなやっているのです。

○巽課長 我々も当然ICT化もやったりはしているのです。

○八田座長 先ほどのエンパワーして質を上げるのだから、保育士の数が少なくても支援員が十分多ければできるだろうというのが提案者の考えだと思いますから、特にジョブディスクリプションや何かをきちんとやってくれということから、もう一遍投げてみたいと思います。

○巽課長 八田先生は我々の話を、多分御理解いただいているとは思いますが、そこはだから、我々が必要配置基準というのは、実際の認可保育所は保育士の配置基準が非常に少なく、保育事故、死亡事故が数十倍多いのが現状です。そういうことについて、かなり保育士の数を減らすことについては厳しいというのが現状です。

先ほどの八田先生がおっしゃっていることは分かるのです。

○八田座長 認可保育所は、そもそも見ている人の数が少ないのではないですか。

○巽課長 指導監督基準上は、保育士は3分の1以上配置しろということになっています。

○八田座長 だけれども、ここで言っているのは、とにかく見る人が結構必要だとか、事務的なことをやる人が必要だということだから、認可のところは数がいても、もっとそれを、これは総数を増やせという話ですからね。

○加藤課長補佐 だから、配置基準上の保育士を守りながら、さらにプラスでどんどん増やしていったという考えなのです。

○巽課長 それは我々はいいのです。

○八田座長 だから、エンパワーするという概念で質をうんと上げるから数が少なくてもいいでしょうと。それを特区で実験してみましようということなのです。

○巽課長 我々は、今回の処遇改善でも内閣で1,100億円の公費で取っているというのです

けれども、保育士の数を増やそうというのがそもそものこれまでの政府の方針なので、その上で、先ほど言ったような保育補助者とか負担をなくすICTをやろうとかいうのはやっているのですが、必要最小限の保育士は確保しないといけないというのが我々の趣旨で、そこは大阪府と違うわけなのです。

○八田座長 ある意味で、日本文化の問題かもしれませんね。アメリカでは、専門看護師はいっぱい手下を持っていて、本当に専門知識のことだけをやる。日本は看護師が配膳まで全部やってしまう。そのような文化を打破しようというのが大阪府の考えだと思うのです。

これはまた継続してよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。